

(19)日本国特許庁 ( J P )

# (12) 公開特許公報 ( A )

(11)特許出願公開番号

特開2003 - 91598

( P2003 - 91598A )

(43)公開日 平成15年3月28日 (2003.3.28)

(51) Int. Cl <sup>7</sup>	識別記号	庁内整理番号	F I	技術表示箇所
G 0 6 F 17/60	126		G 0 6 F 17/60	126 W 126 Z
	322			322
	502			502
A 6 1 B 5/00			A 6 1 B 5/00	D

審査請求 未請求 請求項の数 5 O L ( 全 12数 )

(21)出願番号 特願2001 - 281392(P2001 - 281392)

(22)出願日 平成13年9月17日(2001.9.17)

(71)出願人 000003078

株式会社東芝

東京都港区芝浦一丁目1番1号

(72)発明者 小田島 良典

東京都府中市東芝町1番地 株式会社東芝府

中事業所内

(74)代理人 100083806

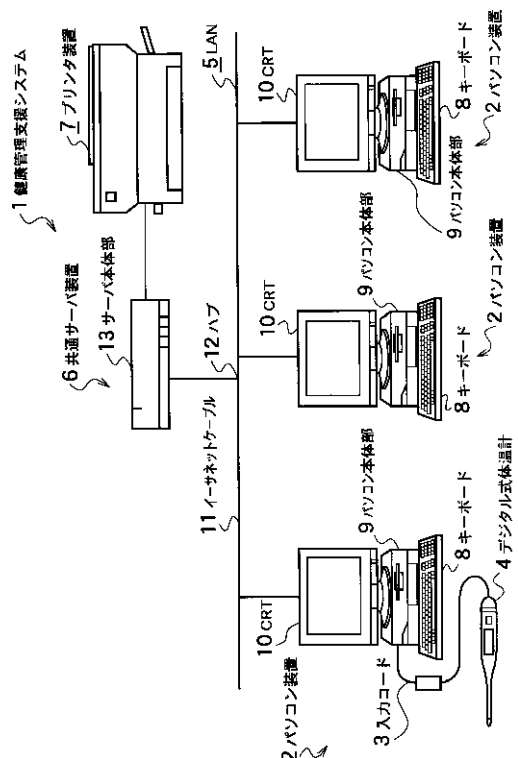
弁理士 三好 秀和 ( 外 7 名 )

(54)【発明の名称】 健康管理支援システム

(57)【要約】

【課題】 会社の自分の席に居るときでも、正常なときの体温状態などと現在の体温状態などを比較させて現在の健康状態を認識させる。

【解決手段】 デジタル式体温計 4 を使用させて、各人に体温を計測させる毎に、このデジタル式体温計 4 が接続されたパソコン装置 2 によって、事前に取り込んで、保存させてある自分の正常時の体温と、一般的な人の平均体温と、自分の現在の体温とを画面表示させる。



## 【特許請求の範囲】

【請求項1】 従業員の健康管理を行う健康管理支援システムにおいて、

健康状態測定器によって得られた従業員の今回の測定値と予め入力されている当該従業員の正常時の測定値とを表示させるコンピュータ装置、  
を備えたことを特徴とする健康管理支援システム。

【請求項2】 コンピュータ装置によって従業員の健康管理を行う健康管理支援システムにおいて、

健康状態測定器によって得られた従業員の今回の測定値と予め入力されている当該従業員の正常時の測定値とを表示し、専門医の診察を要求する指示が入力されたとき、診察依頼とともに、今回の測定値を含む個人測定値情報をインターネット回線上に送出するコンピュータ装置と、

前記インターネット回線上に前記診察依頼が送出されたとき、この診察依頼とともに送出された前記個人測定値情報に対する医師の診察結果を前記インターネット上に送出し、前記コンピュータ装置に前記診察結果を表示させる病院側コンピュータ装置と、  
を備えたことを特徴とする健康管理支援システム。

【請求項3】 コンピュータ装置によって従業員の健康管理を行う健康管理支援システムにおいて、

健康状態測定器によって得られた従業員の今回の測定値と予め入力されている当該従業員の正常時の測定値とを比較し、医師による診察要件を満たすとき、診察依頼を生成し、この診察依頼とともに、今回の測定値を含む個人測定値情報をインターネット回線上に送出するコンピュータ装置と、

前記インターネット回線上に前記診察依頼が送出されたとき、この診察依頼とともに送出された前記個人測定値情報に対する医師の診察結果を前記インターネット上に送出し、前記コンピュータ装置に前記診察結果を表示させる病院側コンピュータ装置と、  
を備えたことを特徴とする健康管理支援システム。

【請求項4】 コンピュータ装置によって従業員の健康管理を行う健康管理支援システムにおいて、

健康状態測定器によって得られた従業員の今回の測定値と予め入力されている当該従業員の正常時の測定値とを比較し、医師による診察要件を満たすとき、診察依頼を生成し、この診察依頼とともに、今回の測定値を含む個人測定値情報をインターネット回線上に送出するコンピュータ装置と、

前記インターネット回線上に前記診察依頼が送出されたとき、この診察依頼とともに送出された前記個人測定値情報に対する医師の診察結果に応じて、アドバイス内容、または精密検査の必要性、緊急入院の必要性のいずれかの情報を前記インターネット上に送出し、前記コンピュータ装置に前記アドバイス内容、または前記精密検査の必要性、前記緊急入院の必要性のいずれかの情報を表示

させる病院側コンピュータ装置と、

を備えたことを特徴とする健康管理支援システム。

【請求項5】 請求項4に記載の健康管理支援システムにおいて、

前記病院側コンピュータ装置は、前記医師により、精密検査、緊急入院のいずれかが必要と判断されたとき、受診予約状況データ、空きベッド状況データのいずれかを参照して受診予約処理、緊急入院処理を行う、  
ことを特徴とする健康管理支援システム。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】本発明は、各人が会社内に居るときでも、現在の健康状態を診察して、診察結果を知らせる健康管理支援システムに関する。

【0002】

【従来の技術】会社などで仕事をしている人は、仕事が忙しいとき、病院に行くことが難しいことから、多少、体調が悪いときでも、我慢して、仕事を続けることが多かった。

【0003】そして、我慢できないくらい体調が悪くなってから、病院に行って検査を受け、結果が出た時点で、医者に一般的な平均値データと、自分のデータとを比較させ、身体の悪い部分を指摘してもらうことが多い。

【0004】また、我慢できないくらい体調が悪くなってから、病院に行っても、外来診察の場合には、診察の受付手続きを行ってから、自分の順番がくるまで、痛みを我慢して待たなければならないことから、非常に体調が悪いとき、大変な思いをすることが多かった。

【0005】また、医者に診察してもらっても、最初、十分な検査結果が得られておらず、最適な判断を行ってもらえないことから、とりあえず、薬をもらって、次回、正確な検査結果が出るまで、様子見になってしまうことが多く、その間、かなりの苦痛に耐えなければならないことも多かった。

【0006】また、診察結果によっては、即入院、手術となるケースもあり、かなりの精神的なダメージを受けてしまうこともあった。

【0007】

【発明が解決しようとする課題】そこで、このような問題を解決する方法として、会社などに居るときにも、体調が悪いとき、手軽に健康状態を検査することできる血圧計、検査機器などが開発されている。

【0008】しかしながら、このような血圧計、検査機器を使用しても、現在の血圧、現在の各データを知ることができるだけで、一般の人には、これらの測定結果が一般の人の血圧値、各データに比べて、どのような位置付けなのか、どのような病気が考えられるのかななどを判断することができないことから、測定結果の値がわかるだけで、その原因まで、わからず、最終的に、病院に行

かなければならないことが多いという問題があった。

【0009】本発明は上記の事情に鑑み、請求項1では、会社などの自分の席に居るときでも、正常なときの体温状態などと現在の体温状態などを比較させて、現在の健康状態を認識させることができ、これによって長期入院などの最悪事態になる前に、適切な処置を行わせて、仕事を続行させることができる健康管理支援システムを提供することを目的としている。

【0010】請求項2では、会社などの自分の席に居るときでも、専門医に各測定値を送って、現在の健康状態を診察させ、適切なアドバイスをもらうことができ、これによって長期入院などの最悪事態になる前に、適切な処置を行わせて、仕事を続行させることができる健康管理支援システムを提供することを目的としている。

【0011】請求項3では、現在の健康状態が悪いとき、会社などの自分の席に居るときでも、専門医に対し、各測定値とともに、診察依頼を自動的に出させて、現在の健康状態を診察させ、適切なアドバイスを受けさせることができ、これによって長期入院などの最悪事態になる前に、適切な処置を行わせて、仕事を続行させることができる健康管理支援システムを提供することを目的としている。

【0012】請求項4では、現在の健康状態が悪いとき、会社などの自分の席に居るときでも、専門医に対し、各測定値とともに、診察依頼を自動的に出させて、現在の健康状態を診察させ、安静が必要かどうか、精密検査が必要かどうか、緊急入院が必要かどうかなど、適切なアドバイスを受けさせることができ、これによって最悪な事態になる前に、適切な処置を行わせることができる健康管理支援システムを提供することを目的としている。

【0013】請求項5では、現在の健康状態が悪いとき、会社などの自分の席に居るときでも、専門医に対し、各測定値とともに、診察依頼を自動的に出させて、現在の健康状態を診察させ、精密検査または緊急入院などが必要なとき、診察を受けた人に面倒な手続き作業を行わせることなく、これら精密検査、緊急入院などの手続きを完了させることができる健康管理支援システムを提供することを目的としている。

【0014】  
【課題を解決するための手段】上記の目的を達成するために本発明は、請求項1では、従業員の健康管理を行う健康管理支援システムにおいて、健康状態測定器によって得られた従業員の今回の測定値と予め入力されている当該従業員の正常時の測定値とを表示させるコンピュータ装置を備えたことを特徴とする。

【0015】請求項2では、コンピュータ装置によって従業員の健康管理を行う健康管理支援システムにおいて、健康状態測定器によって得られた従業員の今回の測定値と予め入力されている当該従業員の正常時の測定値

とを表示し、専門医の診察を要求する指示が入力されたとき、診察依頼とともに、今回の測定値を含む個人測定値情報をインターネット回線に送出するコンピュータ装置と、前記インターネット回線に前記診察依頼が送出されたとき、この診察依頼とともに送出された前記個人測定値情報に対する医師の診察結果を前記インターネット上に送出し、前記コンピュータ装置に前記診察結果を表示させる病院側コンピュータ装置とを備えたことを特徴とする。

【0016】請求項3では、コンピュータ装置によって従業員の健康管理を行う健康管理支援システムにおいて、健康状態測定器によって得られた従業員の今回の測定値と予め入力されている当該従業員の正常時の測定値とを比較し、医師による診察要件を満たすとき、診察依頼を生成し、この診察依頼とともに、今回の測定値を含む個人測定値情報をインターネット回線に送出するコンピュータ装置と、前記インターネット回線に前記診察依頼が送出されたとき、この診察依頼とともに送出された前記個人測定値情報に対する医師の診察結果を前記インターネット上に送出し、前記コンピュータ装置に前記診察結果を表示させる病院側コンピュータ装置とを備えたことを特徴とする。

【0017】請求項4では、コンピュータ装置によって従業員の健康管理を行う健康管理支援システムにおいて、健康状態測定器によって得られた従業員の今回の測定値と予め入力されている当該従業員の正常時の測定値とを比較し、医師による診察要件を満たすとき、診察依頼を生成し、この診察依頼とともに、今回の測定値を含む個人測定値情報をインターネット回線に送出するコンピュータ装置と、前記インターネット回線に前記診察依頼が送出されたとき、この診察依頼とともに送出された前記個人測定値情報に対する医師の診察結果に応じて、アドバイス内容、または精密検査の必要性、緊急入院の必要性のいずれかの情報を前記インターネット上に送出し、前記コンピュータ装置に前記アドバイス内容、または前記精密検査の必要性、前記緊急入院の必要性のいずれかの情報を表示させる病院側コンピュータ装置とを備えたことを特徴とする。

【0018】請求項5では、請求項4に記載の健康管理支援システムにおいて、前記病院側コンピュータ装置は、前記医師により、精密検査、緊急入院のいずれかが必要と判断されたとき、受診予約状況データ、空きベッド状況データのいずれかを参照して受診予約処理、緊急入院処理を行うことを特徴とする。

【0019】請求項1によれば、会社などの自分の席に居るときでも、正常なときの体温状態などと現在の体温状態などを比較させて現在の健康状態を認識させ、これによって長期入院などの最悪事態になる前に適切な処置を行わせて仕事を続行させる。

【0020】請求項2によれば、会社などの自分の席に

居るときでも、専門医に各測定値を送って、現在の健康状態を診察させ、適切なアドバイスをもらい、これによって長期入院などの最悪事態になる前に、適切な処置を行わせて、仕事を続行させる。

【0021】請求項3によれば、現在の健康状態が悪いとき、会社などの自分の席に居るときでも、専門医に対し、各測定値とともに、診察依頼を自動的に出させて、現在の健康状態を診察させ、適切なアドバイスを受けさせ、これによって長期入院などの最悪事態になる前に、適切な処置を行わせて、仕事を続行させる。

【0022】請求項4によれば、現在の健康状態が悪いとき、会社などの自分の席に居るときでも、専門医に対し、各測定値とともに、診察依頼を自動的に出させて、現在の健康状態を診察させ、安静が必要かどうか、精密検査が必要かどうか、緊急入院が必要かどうかなど、適切なアドバイスを受けさせ、これによって最悪な事態になる前に、適切な処置を行わせる。

【0023】請求項5によれば、現在の健康状態が悪いとき、会社などの自分の席に居るときでも、専門医に対し、各測定値とともに、診察依頼を自動的に出させて、現在の健康状態を診察させ、精密検査または緊急入院などが必要なとき、診察を受けた人に面倒な手続き作業を行わせることなく、これら精密検査、緊急入院などの手続きを完了させる。

【0024】

【発明の実施の形態】《第1の実施形態》図1は本発明による健康管理支援システムの第1の実施形態を示すブロック図である。

【0025】この図に示す健康管理支援システム1は、会社などに設けられた各人の机上などに配置される複数のパソコン装置2と、入力コード3によって各パソコン装置2のいずれかに接続され、各人の体温を計測して計測結果を各パソコン装置2に供給するデジタル式体温計4と、各パソコン装置2を相互に接続するLAN5と、LAN5を介して各パソコン装置2のいずれかから印刷要求、印刷データなどが出されたとき、これを取り込む共通サーバ装置6と、この共通サーバ装置6によって取り込まれた印刷データに対応する内容をプリントアウトするプリンタ装置7とを備えており、各人がデジタル式体温計4を使用して、体温を計測する毎に、このデジタル式体温計4が接続されたパソコン装置2によって、事前に取り込んで保存させてある自分の正常時の体温と、一般的な人の平均体温と、自分の現在の体温とを画面表示させる。

【0026】各パソコン装置2は、キーボード8から出力される各種指令、各種データ、予めインストールされているプログラムなどに基づき、指定された業務処理、各人の健康管理処理などを行うパソコン本体部9と、このパソコン本体部9から出力される表示データを取り込んで、業務処理画面、健康管理画面などを表示するCRT

110とを備えている。

【0027】LAN5は、各パソコン装置2に接続される複数のイーサネット（登録商標）ケーブル11、各イーサネットケーブル11を接続するハブ12などによって構成されており、各パソコン装置2から他のパソコン装置2、または共通サーバ装置6を宛先としたパケットが送出される毎に、これを取り込んで宛先となるパソコン装置2、共通サーバ装置6に供給する。

【0028】共通サーバ装置6は、サーバ本体部13と、このサーバ本体部13から出力される表示データを取り込んで、システム監視画面などを表示するCRT（図示は省略する）とを備えており、キーボードから入力された指示内容に応じて、指定された業務処理、例えば印刷業務などを開始し、LAN5を介して印刷要求が供給される毎に、この印刷要求とともに供給された印刷データを取り込んで、プリンタ装置7から印刷データの内容をプリントアウトさせる。

【0029】次に、図1に示すブロック図を参照しながら、健康管理支援システム1の動作を説明する。

【0030】まず、各パソコン装置2のパソコン本体部9にデジタル式体温計4が接続された状態で、各パソコン装置2のキーボード8から健康管理開始指示が入力されると、各パソコン装置2のパソコン本体部9によって、デジタル式体温計4から出力される体温データが取り込まれ、図2に示すように、パソコン本体部9のハードディスク14内に設けられた本人現在データ情報ファイル15に追記形式で記憶される。また、本人正常時データ情報ファイル16に記憶されている正常時体温データ（前回までの体温計測処理で得られた体温データのうち、平常時の体温データに指定された体温データ）、一般平均値データ情報ファイル17に記憶されている一般的な人の体温データを処理して、CRT110上に、図3に示すような健康管理画面18を表示し、一般的な人の平均体温、自分個人の正常時体温、自分個人の現在体温を知らせる。

【0031】そして、この健康管理画面18の内容に基づき、各人によって、自分の現在体温が正常時に他の人に比べ、どの程度高いか、また低いかを理解される。また、各パソコン装置2のキーボード8から印刷指示が入力されると、各パソコン装置2のパソコン本体部9によって、印刷要求が生成され、これが体温計測結果とともに、LAN5上に送出されて、共通サーバ装置6に供給され、プリンタ装置7からプリントアウトされる。

【0032】この後、各人によって、プリントアウトされた体温測定結果などが取り出され、何らかの問題があるとき、通院などの必要な処置が行われる。

【0033】このように、この第1の実施形態では、デジタル式体温計4を使用させて、各人に体温を計測させる毎に、保存させてある自分の正常時の体温と、一般的な人の平均体温と、自分の現在の体温とを画面表示させ

るようにしているので、会社などの自分の席に居るときでも、正常なときの体温状態などと現在の体温状態などとを比較させて、現在の健康状態を認識させることができ、これによって長期入院などの最悪事態になる前に、適切な処置を行わせることができる。

【0034】《第2の実施形態》図4は本発明による健康管理支援システムの第2の実施形態を示すブロック図である。

【0035】この図に示す健康管理支援システム25は、各会社側に設けられる会社側コンピュータ設備26と、これら各会社側とホームドクター契約を行っている病院側に設けられる病院側コンピュータ設備27と、これら会社側コンピュータ設備26と病院側コンピュータ設備27とを接続するインターネット回線28とを備えており、会社側コンピュータ設備26によって、各人の体温などを計測させ、これを各人に確認させるとともに、各人から自分の健康状態について、診察依頼が出されたとき、インターネット回線28を介し、病院側コンピュータ設備27に各人の体温データなどを通知させて、専門医に診察を行わせ、診察結果を会社側コンピュータ設備26に供給させて、各人に知らせる。

【0036】会社側コンピュータ設備26は、キーボード29、パソコン本体部30、CRT31などを有する複数のパソコン装置32と、入力コード33によって各パソコン装置32のいずれかに接続され、各人の体温を計測して計測結果を各パソコン装置32に供給するデジタル式体温計34とを備えており、各人がデジタル式体温計34を使用して体温を計測したとき、保存させてある自分の正常時の体温と、一般的な人の平均体温と、自分の現在の体温とを画面表示させるとともに、各人が

“何らかの異常がある”と判断して、キーボードから専門医のアドバイスを希望する指示が入力されたとき、インターネット回線28を介して病院側コンピュータ設備27に診察依頼とともに、体温データなどを送り、適切なアドバイスを受け、これを画面表示する。

【0037】また、インターネット回線28は、一般的な公衆電話回線、専用回線、プロバイダ設備などによって構成されており、会社側コンピュータ設備26から病院側コンピュータ設備27側を宛先とした診察依頼、体温データなどを含むパケットが出力されたとき、これを

取り込んで病院側コンピュータ設備27に供給する。またこの病院側コンピュータ設備27から会社側コンピュータ設備26を宛先とした診察結果データなどを含むパケットが出力されたとき、これを取り込んで会社側コンピュータ設備26に供給する。

【0038】また、病院側コンピュータ設備27は、専門医の机上などに配置されるパソコン装置35と、病院の事務室などに配置される共通サーバ装置36と、これらパソコン装置35、共通サーバ装置36、インターネット回線28を相互に接続するLAN37と、共通サー

バ装置36に接続され、LAN37を介して供給された印刷データに対応した内容の処置書類などをプリントアウトするプリンタ装置38とを備えており、会社側コンピュータ設備26の各パソコン装置32から診察依頼、体温データなどが出力されたとき、インターネット回線28を介して、これらを受信し、パソコン装置35に診察依頼内容、体温などを表示して専門医に診察を行わせる。また、診察結果が入力されたとき、この診察結果に対応した診察結果データを生成し、これをインターネット回線28上に送出し、診察依頼を出したパソコン装置32のCRT31に診察結果を表示させる。

【0039】パソコン装置35は、キーボード39から出力される各種指令、各種データ、予めインストールされているプログラムなどに基づき、指定された業務処理、ホームドクター契約している会社側の各パソコン装置32から要求された診察依頼処理などを行うパソコン本体部40と、このパソコン本体部40から出力される表示データを取り込んで、診察画面などを表示するCRT41とを備えており、キーボード39から入力された指示内容に応じて、処置書類作成、データ通信などの業務、インターネット回線28を介して受信した各パソコン装置32からの診察依頼処理、印刷要求を出して、プリンタ装置38から処置書類などを印刷させる処理などを行う。

【0040】また、LAN37は、インターネット回線28に接続されるルータ装置（図示は省略する）、パソコン装置35のパソコン本体部40に差し込まれたLANカード（図示は省略する）、共通サーバ装置36のサーバ本体部44に差し込まれたLANカード（図示は省略する）などに接続される複数のイーサネットケーブル42、これら各イーサネットケーブル42を接続するハブ43などによって構成されており、インターネット回線28を介して、各パソコン装置32、35、または共通サーバ装置36を宛先としたパケットが送出される毎に、これを取り込んで、宛先となるパソコン装置32、35、共通サーバ装置36に供給する。

【0041】共通サーバ装置36は、キーボード（図示は省略する）と、LANカード（図示は省略する）、イーサネットケーブル42などを介してLAN37に接続され、キーボードから出力される各種指令、各種データ、予めインストールされているプログラムなどに基づき、指定された業務処理、例えば印刷業務などを行うサーバ本体部44と、このサーバ本体部44から出力される表示データを取り込んで、システム監視画面などを表示するCRT（図示は省略する）とを備えている。

【0042】次に、図4に示すブロック図を参照しながら、健康管理支援システム25の動作を説明する。

【0043】まず、各パソコン装置32のパソコン本体部30にデジタル式体温計34が接続された状態で各パソコン装置32のキーボード29が操作されて、健康管

理開始指示が入力されると、各パソコン装置 3 2 のパソコン本体部 3 0 によって、デジタル式体温計 3 4 から出力される体温データが取り込まれ、図 5 に示すように、パソコン本体部 3 0 のハードディスク 4 5 内に設けられた本人現在データ情報ファイル 4 6 に追記形式で記憶されながら、本人正常時データ情報ファイル 4 7 に記憶されている正常時体温データ（前回までの体温計測処理で得られた体温データのうち、平常時の体温データに指定された体温データ）、一般平均値データ情報ファイル 4 8 に記憶されている、一般的な人の体温データが処理されて、CRT 3 1 上に、図 6 に示すような健康管理画面 4 9 が表示され、一般的な人の平均体温、自分個人の正常時体温、自分個人の現在体温が知らされ、各人によって自分の現在体温が正常時、他の人に比べ、どの程度、高いか、低い理解される。

【0044】この後、自分の体温が平常時に比べて、異常に高くなっていること、あるいは異常に低くなっていることがわかった人によって、パソコン装置 3 2 のキーボード 2 9 が操作されて、ホームドクターに診察を依頼する指示が入力されると、パソコン装置 3 2 のパソコン本体部 3 0 によって、専門医のパソコン装置 3 5 を宛先にした診察依頼が生成され、これが個人平常時体温データ、個人現在体温データなどととも、インターネット回線 2 8 上に送出される。

【0045】そして、病院側コンピュータ設備 2 7 の LAN 3 7 を介し、専門医のパソコン装置 3 5 を構成するパソコン本体部 4 0 によって、会社側コンピュータ設備 2 6 を構成するパソコン装置 3 2 から送信された診察依頼と、個人平常時体温データ、個人現在体温データなどが取り込まれると、このパソコン本体部 4 0 によって、CRT 3 2 上に診察画面が表示され、診察依頼の内容と、診察依頼を出した人の個人平常時体温データ、個人現在体温データなどが専門医に知らされる。

【0046】この後、専門医によって、CRT 4 1 上に表示された内容に基づき、診察が行われて、キーボード 3 9 から診察結果が入力されると、パソコン装置 3 5 のパソコン本体部 4 0 によって、診察依頼を出したパソコン装置 3 2 を宛先にした診察結果データが生成され、これが LAN 3 7 上に出力されて、インターネット回線 2 8 上に送出される。

【0047】また、このとき、パソコン装置 3 5 のキーボード 3 9 から印刷指示が入力されると、パソコン装置 3 5 のパソコン本体部 4 0 によって、印刷要求が生成され、これが診察結果、処置指示などととも、LAN 3 7 上に送出されて、共通サーバ装置 3 6 に供給され、プリンタ装置 3 8 から診察結果、処置指示などがプリントアウトされる。

【0048】そして、インターネット回線 2 8 を介して、診察依頼を出したパソコン装置 3 2 によって、診察結果データが取り込まれると、このパソコン装置 3 2 の

パソコン本体部 3 0 によって、診察結果データの内容を示す表示データが生成されるとともに、CRT 3 1 上に診察結果の内容が表示されて、自分の体温が平常時と異なる原因などが知らされる。

【0049】このように、この第 2 の実施形態では、デジタル式体温計 3 4 を使用させて、各人に体温を計測させる毎に、このデジタル式体温計 3 4 が接続されたパソコン装置 3 2 のパソコン本体部 3 0 によって、事前に取り込んで、保存させてある自分の正常時の体温と、一般的な人の平均体温と、自分の現在の体温とを各パソコン装置 3 2 の CRT 3 1 に画面表示させるとともに、各人によって専門医による診察が必要と判断されて、診察依頼が出されたとき、インターネット回線 2 8 を介し、病院側コンピュータ設備 2 7 に各人の体温データなどを通知させて、専門医に診察を行わせ、診察結果を会社側コンピュータ設備 2 6 に供給させて、診察結果を自分のパソコン装置 3 2 で見られるようにしているので、会社などの自分の席に居るときでも、専門医に各測定値を送らせて、現在の健康状態を診察させ、適切なアドバイスを受けさせることができ、これによって長期入院などの最悪事態になる前に、適切な処置を行わせて、仕事を続けることができる。

【0050】《第 3 の実施形態》次に第 3 の実施形態を説明する。なお、第 3 の実施形態の基本的なシステム構成図は、図 4 に示した第 2 の実施形態のブロック図と同様であるため、図示は省略し特徴部分のみを説明する。

【0051】第 3 の実施形態では、各人がデジタル式体温計 3 4 を使用して、体温を計測したとき、このデジタル式体温計 3 4 が接続されたパソコン装置 3 2 によって、事前に取り込んで、保存させてある自分の正常時の体温と、一般的な人の平均体温と、自分の現在の体温とを比較し、これらの比較結果を画面表示させるとともに、各人の体温異常などが検知されたとき、インターネット回線 2 8 を介して、病院側コンピュータ設備 2 7 に診察依頼とともに、体温データなどを自動的に通知し、適切な対処を行わせるようにしたことを特徴としている。

【0052】次に、第 3 の実施形態における健康管理支援システム 2 5 の動作を説明する。

【0053】各パソコン装置 3 2 のパソコン本体部 3 0 にデジタル式体温計 3 4 が接続された状態で、各パソコン装置 3 2 のキーボード 2 9 から健康管理開始指示が入力されると、各パソコン装置 3 2 のパソコン本体部 3 0 によって、デジタル式体温計 3 4 から出力される体温データが取り込まれ、図 5 に示すように、パソコン本体部 3 0 のハードディスク 4 5 内に設けられた本人現在データ情報ファイル 4 6 に追記形式で記憶されながら、本人正常時データ情報ファイル 4 7 に記憶されている正常時体温データ（前回までの体温計測処理で得られた体温データのうち、平常時の体温データに指定された体温デー

タ)、一般平均値データ情報ファイル 48 に記憶されている、一般的な人の体温データなどと比較され、図 7 フローチャートに示すように、平常時の体温、一般的な人の体温などを基準にして、前記体温データで示される現在の体温が規定範囲内に収まっているとき(ステップ S T 1)、本人正常時データ情報ファイル 47 に記憶されている正常時体温データ、一般平均値データ情報ファイル 48 に記憶されている、一般的な人の体温データが処理されて、C R T 3 1 上に、図 6 に示すように、一般的な人の平均体温、自分個人の正常時体温、自分個人の現 10 在体温が書き込まれた健康管理画面 49 が表示され、自分の現在体温が正常時、あるいは他の人に比べ、どの程度、高いか、低いかを理解される(ステップ S T 2)。

【0054】また、この動作と並行し、自分の体温が平常時体温、一般的な人の体温などに比べて、異常に高くなっているとき、あるいは異常に低くなっているとき(ステップ S T 1)、各パソコン装置 3 2 のパソコン本体部 3 0 によって、専門医のパソコン装置 3 5 を宛先にした診察依頼(ホームドクターに診察を依頼する内容)が自動的に生成され、これが個人平常時体温データ、個人 20 現在体温データなどとともに、インターネット回線 2 8 上に送出される(ステップ S T 3)。

【0055】そして、病院側コンピュータ設備 2 7 の L A N 3 7 を介し、専門医のパソコン装置 3 5 を構成するパソコン本体部 4 0 によって、会社側コンピュータ設備 2 6 を構成するパソコン装置 3 2 から送信された診察依頼と、個人平常時体温データ、個人現在体温データなどが取り込まれると、このパソコン本体部 4 0 によって、C R T 4 1 上に診察画面が表示されて、診察依頼の内容と、診察依頼を出した人の個人平常時体温データ、 30 個人現在体温データなどが専門医に知らされる。

【0056】この後、専門医によって、C R T 4 1 上に表示された内容に基づき、診察が行われて、キーボード 3 9 から診察結果が入力されると、パソコン装置 3 5 のパソコン本体部 4 0 によって、診察依頼を出したパソコン装置 3 2 を宛先にした診察結果データが生成されるとともに、これが L A N 3 7 上に出力され、インターネット回線 2 8 上に送出される。

【0057】また、このとき、パソコン装置 3 5 のキーボード 3 9 から印刷指示が入力されると、パソコン装置 40 3 5 のパソコン本体部 4 0 によって、印刷要求が生成され、これが診察結果、処置指示などとともに、L A N 3 7 上に送出されて、共通サーバ装置 3 6 に供給され、プリンタ装置 3 8 からプリントアウトされる。

【0058】そして、インターネット回線 2 8 を介して、診察依頼を出したパソコン装置 3 2 によって、診察結果データが取り込まれると、このパソコン装置 3 2 のパソコン本体部 3 0 によって、診察結果データの内容を示す表示データが生成されるとともに、C R T 3 1 上に診察結果の内容が表示され、自分の体温が平常時と異な 50

る原因などが知らされる。

【0059】このように、この第 3 の実施形態では、デジタル式体温計 3 4 を使用させて、各人に体温を計測させる毎に、このデジタル式体温計 3 4 が接続されたパソコン装置 3 2 のパソコン本体部 3 0 によって、事前に取り込んで、保存させてある自分の正常時の体温と、一般的な人の平均体温と、自分の現在の体温とを比較させ、異常が見つからないとき、各パソコン装置 3 2 の C R T 3 1 に、これらの比較結果を画面表示させ、何らかの異常が見つかり、専門医による診察が必要と判断されたとき、インターネット回線 2 8 を介して、病院側に設けられた専門医のパソコン装置 3 5 に、診察依頼とともに、この人の個人平常時体温データ、個人現在体温データなどを自動的に送信させて、診察を行わせるようにしているので、現在の健康状態が悪いとき、会社などの自分の席に居るときでも、専門医に対し、体温データなどとともに、診察依頼を自動的に出させて、現在の健康状態を診察させ、適切なアドバイスを受けさせることができ、これによって長期入院などの最悪事態になる前に、適切な処置を行わせて、仕事を続行させることができる。

【0060】《第 4 の実施形態》次に第 4 の実施形態を説明する。なお、第 4 の実施形態の基本的なシステム構成図は、図 4 に示した第 2 の実施形態のブロック図と同様であるため、図示は省略し特徴部分のみを説明する。

【0061】第 4 の実施形態では、各人がデジタル式体温計 3 4 を使用して、体温を計測したとき、このデジタル式体温計 3 4 が接続されたパソコン装置 3 2 によって、事前に取り込んで、保存させてある自分の正常時の体温と、一般的な人の平均体温と、自分の現在の体温とを比較し、これらの比較結果を画面表示させるとともに、各人の体温異常などが検知されたとき、インターネット回線 2 8 を介して、病院側コンピュータ設備 2 7 に診察依頼とともに、診察依頼を出した人の体温データなどを自動的に通知し、アドバイス、診察予約、緊急入院手続きなど、適切な対処を行わせるようにしたことを特徴としている。

【0062】次に、第 4 の実施形態における健康管理支援システム 2 5 の動作を説明する。

【0063】各パソコン装置 3 2 のパソコン本体部 3 0 にデジタル式体温計 3 4 が接続された状態で、各パソコン装置 3 2 のキーボード 2 9 から健康管理開始指示が入力されると、各パソコン装置 3 2 のパソコン本体部 3 0 によって、デジタル式体温計 3 4 から出力される体温データが取り込まれ、図 5 に示すように、パソコン本体部 3 0 のハードディスク 4 5 内に設けられた本人現在データ情報ファイル 4 6 に追記形式で記憶されながら、本人正常時データ情報ファイル 4 7 に記憶されている正常時体温データ(前回までの体温計測処理で得られた体温データのうち、平常時の体温データに指定された体温データ)、一般平均値データ情報ファイル 4 8 に記憶されて

いる、一般的な人の体温データが処理されて、CRT 31上に、図6に示すような一般的な人の平均体温、自分個人の正常時体温、自分個人の現在体温が書き込まれた健康管理画面49が表示され、自分の現在体温が正常時、あるいは他の人に比べ、どの程度、高いか、低いかを理解される。

【0064】また、この動作と並行し、自分の体温が平常時の体温、あるいは他の人の平均体温などに比べて、異常に高くなっているとき、あるいは異常に低くなっているとき、各パソコン装置32のパソコン本体部30によって、専門医のパソコン装置35を宛先にした診察依頼（ホームドクターに診察を依頼する内容）が自動的に生成され、これが個人平常時体温データ、個人現在体温データなどとともに、インターネット回線28上に送出される。

【0065】そして、病院側コンピュータ設備27のLAN37を介し、専門医のパソコン装置35を構成するパソコン本体部40によって、会社側コンピュータ設備26を構成するパソコン装置32から送信された診察依頼と、個人平常時体温データ、個人現在体温データなど20とが取り込まれると、このパソコン本体部40によって、CRT41上に診察画面が表示されて、診察依頼の内容と、診察依頼を出した人の個人平常時体温データ、個人現在体温データなどが専門医に知らされる。

【0066】この後、図8のフローチャートに示すように、CRT41上に表示された内容に基づき、専門医によって、診察が行われ、この診察結果に基づき、アドバイスだけで良いと判断されて、キーボード39が操作され、アドバイス内容（診察結果）が入力されると（ステップST11）、パソコン装置35のパソコン本体部40によって、診察依頼を出したパソコン装置32を宛先にした診察結果データが生成され、これがLAN37上に出力されて、インターネット回線28上に送出される。

【0067】また、このとき、パソコン装置35のキーボード39が操作されて、印刷指示が入力されると、パソコン装置35のパソコン本体部40によって、印刷要求が生成され、これが診察結果、処置指示などとともに、LAN37上に送出されて、共通サーバ装置36に供給され、プリンタ装置38からプリントアウトされる。

【0068】そして、インターネット回線28を介し、診察依頼を出したパソコン装置32によって、診察結果データが取り込まれると、このパソコン装置32のパソコン本体部30によって、診察結果データの内容を示す表示データが生成され、CRT31上に診察結果の内容が表示されて、自分の体温が平常時と異なる原因などが知らされる（ステップST12）。

【0069】また、上述した専門医の診察処理で、精密検査が必要と判断されるものの、緊急度が高くないと判

断されて、キーボード39から精密検査の予約指示が入力されると（ステップST11、ST13）、パソコン装置35のパソコン本体部40によって、予約確認要求が生成され、これがLAN37上に送出されて、共通サーバ装置36に供給される。

【0070】これにより、共通サーバ装置36のサーバ本体部44によって、図9に示すように、ハードディスク50内の予約状況データファイル51に格納されている予約状況データが読み出されるとともに、この予約状況データに基づき、受診予約が入っていない日時の1つが選択されて、この日時が受診予約日にされた後、この受診予約日を示す受診予約日データがLAN37上に送出されて、パソコン装置35のパソコン本体部40に供給され、CRT41上に表示される（ステップST14）。

【0071】そして、CRT41上に表示された内容に基づき、専門医によって、受診予約日が確認されて、キーボード39が操作され、送信指示が入力されると、パソコン装置35のパソコン本体部40によって、診察依頼を出したパソコン装置32を宛先にした受信予約日データが生成され、これがLAN37上に出力されて、インターネット回線28上に送出される。

【0072】また、このとき、パソコン装置35のキーボード39が操作されて、印刷指示が入力されると、パソコン装置35のパソコン本体部40によって、印刷要求が生成され、これが受診予約日データなどとともに、LAN37上に送出されて、共通サーバ装置36に供給され、プリンタ装置38からプリントアウトされる。

【0073】そして、インターネット回線28を介して、診察依頼を出したパソコン装置32によって、受診予約日データが取り込まれると、このパソコン装置32のパソコン本体部30によって、受診予約日データの内容を示す表示データが生成され、CRT31上に精密検査が必要であり、受診予約日に来院して、精密検査を受けるように指示されていることが表示される（ステップST17）。

【0074】これにより、受診予約日になったとき、精密検査が必要であると通知された人が病院に行き、外来で、精密検査を受ける（ステップST18）。

【0075】また、上述した専門医の診察処理で、緊急度が高く、精密検査が必要と判断されるものの、外来診察で良いと判断され、この判断結果に基づき、キーボード39が操作されて、最優先予約指示が入力されると（ステップST11、ST13、ST15）、パソコン装置35のパソコン本体部40によって、最優先予約確認要求が生成され、これがLAN37上に送出されて、共通サーバ装置36に供給される。

【0076】これにより、共通サーバ装置36のサーバ本体部44によって、図9に示すように、ハードディスク50内の予約状況データファイル51に格納されてい

る予約状況データが読み出され、予約が入っていない日時のうち、最も早い日付の1つが選択され、この日時が受診予約日にされ、この受診予約日を示す受診予約日データがLAN37上に送出されて、パソコン装置35に供給され、CRT41上に表示される(ステップST16)。

【0077】そして、CRT41上に表示された内容に基づき、専門医によって、受診予約日が確認されて、キーボード39が操作され、送信指示が入力されると、パソコン装置35のパソコン本体部40によって、診察依頼を出したパソコン装置32を宛先にした受信予約日データが生成され、これがLAN37上に出力されて、インターネット回線28上に送出される。

【0078】また、このとき、パソコン装置35のキーボード39が操作されて、印刷指示が入力されると、パソコン装置35のパソコン本体部40によって、印刷要求が生成され、これが受診予約日データなどとともに、LAN37上に送出されて、共通サーバ装置36に供給され、プリンタ装置38からプリントアウトされる。

【0079】そして、インターネット回線28を介して、診察依頼を出したパソコン装置32によって、受診予約日データが取り込まれると、このパソコン装置32のパソコン本体部30によって、受診予約日データの内容を示す表示データが生成され、CRT31上に緊急に精密検査が必要であり、必ず受診予約日に来院して、精密検査を受けるように指示されていることが表示される(ステップST17)。

【0080】これにより、受診予約日になったとき、精密検査が必要であると通知された人が病院に行き、外来で、精密検査を受ける(ステップST18)。

【0081】また、上述した専門医の診察処理で、緊急度が高く、入院処置が必要と判断され、この判断に基づき、キーボード39が操作されて、入手続き指示が入力されると(ステップST11、ST13、ST15)、パソコン装置35のパソコン本体部40によって、診察依頼を出したパソコン装置32を宛先にした入院手続き通知データが生成され、これがLAN37上に出力されて、インターネット回線28上に送出される。

【0082】そして、インターネット回線28を介し、診察依頼を出したパソコン装置22によって、入院手続き通知データが取り込まれると、このパソコン装置32のパソコン本体部30によって、入院手続き通知データの内容を示す表示データが生成され、CRT31上に緊急入院が必要であることと、その理由などが表示される。

【0083】また、このようなインターネット回線28を使用した入院手続き通知と並行し、専門医から、診察依頼を出したパソコン装置32を操作している人に電話がかけられて、緊急入院が必要であることが説明される(ステップST19)。

【0084】この後、パソコン装置32または電話を介して、この人から緊急入院に同意することが専門医に知らされて、パソコン装置35のキーボード39が操作され、緊急入院手続き指示が入力されると、パソコン装置35のパソコン本体部40によって、緊急入院指示要求が生成され、これがLAN37上に送出されて、共通サーバ装置36に供給される。

【0085】これにより、共通サーバ装置36のサーバ本体部44によって、入院状況データが読み出され、この入院状況データに基づき、空いているベッドの1つが選択され、これが受け入れベッドにされるとともに、このベッドを示すベッドデータがLAN37上に送出されて、パソコン装置35に供給され、CRT41上に表示される。

【0086】そして、CRT41上に表示された内容に基づき、専門医によって、空きベッドが確認され、この確認内容に基づき、キーボード39が操作され、送信指示が入力されると、パソコン装置35のパソコン本体部40によって、共通サーバ装置36を宛先にしたベッド予約確認データが生成され、これがLAN37上に出力されて、共通サーバ装置36に記憶され、プリンタ装置38からベッド予約内容書類がプリントアウトされる(ステップST20)。

【0087】これにより、入院予約日になったとき、緊急入院が必要であると通知された人が病院に行って入院し、精密検査を受ける(ステップST21)。

【0088】このように、この第4の実施形態では、デジタル式体温計34を使用させて、各人に体温を計測させる毎に、このデジタル式体温計34が接続されたパソコン装置32のパソコン本体部30によって、事前に取り込んで、保存させてある自分の正常時の体温と、一般的な人の平均体温と、自分の現在の体温とを比較させ、各パソコン装置32のCRT31に、これらの比較結果を画面表示させるとともに、何らかの異常が見つかったとき、インターネット回線28を介して、病院側に設けられた専門医のパソコン装置35に、診察依頼とともに、この人の個人平常時体温データ、個人現在体温データなどを自動的に送信させて、診察を行わせ、アドバイス、診察予約、緊急入院手続きなど、適切な対処を行わせるようにしているので、現在の健康状態が悪いとき、会社などの自分の席に居るときでも、専門医に対し、各体温データなどとともに、診察依頼を自動的に出させて、現在の健康状態を診察させ、安静が必要かどうか、精密検査が必要かどうか、緊急入院が必要かどうかなど、適切なアドバイスを受けさせることができ、これによって最悪な事態になる前に、適切な処置を行わせることができる。

【0089】また、この第4の実施形態では、診察依頼を出した人に対し、専門医が精密検査、または緊急入院などが必要であると判断したとき、病院側コンピュータ

設備 27 によって、受診予約日の検索処理、空きベッドの検索処理、通知処理などを行わせるようにしているの  
ので、現在の健康状態を診察させ、精密検査または緊急入院  
などが必要なとき、診察を受けた人に面倒な手続き作業  
を行わせることなく、これら精密検査、緊急入院など  
の手続きを完了させることができる。

【0090】《他の実施形態》また、上述した第 1 の実施  
形態、第 2 の実施形態、第 3 の実施形態、第 4 の実施  
形態では、デジタル式体温計 4、34 を使用して、各人の  
健康状態を計測するようにしているが、このようなデ  
ジタル式体温計 4、34 以外の測定器、例えばデジタル  
式血圧計、デジタル血液計などを使用させて、各人の血  
圧、脈拍、血液データなどを計測させ、これらの各計測  
結果に基づき、各人の健康状態を判定させるようにして  
も良い。

【0091】

【発明の効果】以上説明したように本発明によれば、請  
求項 1 の健康管理支援システムでは、会社などの自分の  
席に居るときでも、正常なときの体温状態などと現在の  
体温状態などとを比較させて、現在の健康状態を認識さ  
せることができ、これによって長期入院などの最悪事態  
になる前に適切な処置を行わせて仕事を続行させること  
ができる。

【0092】請求項 2 の健康管理支援システムでは、会  
社などの自分の席に居るときでも、専門医に各測定値を  
送って、現在の健康状態を診察させ、適切なアドバイ  
スをもらうことができ、これによって長期入院などの最悪  
事態になる前に適切な処置を行わせて仕事を続行させる  
ことができる。

【0093】請求項 3 の健康管理支援システムでは、現  
在の健康状態が悪いとき、会社などの自分の席に居ると  
きでも、専門医に対し、各測定値とともに、診察依頼を  
自動的に出させて現在の健康状態を診察させ、適切なア  
ドバイスを受けさせることができ、これによって長期入  
院などの最悪事態になる前に適切な処置を行わせて仕事  
を続行させることができる。

【0094】請求項 4 の健康管理支援システムでは、現  
在の健康状態が悪いとき、会社などの自分の席に居ると  
きでも専門医に対し各測定値とともに、診察依頼を自動  
的に出させて、現在の健康状態を診察させ、安静が必要  
かどうか、精密検査が必要かどうか、緊急入院が必要か  
どうかなど、適切なアドバイスを受けさせることがで  
き、これによって最悪な事態になる前に適切な処置を行  
わせることができる。

【0095】請求項 5 の健康管理支援システムでは、現  
在の健康状態が悪いとき、会社などの自分の席に居ると  
きでも、専門医に対し、各測定値とともに、診察依頼を  
自動的に出させて、現在の健康状態を診察させ、精密検  
査または緊急入院などが必要なとき、診察を受けた人に  
面倒な手続き作業を行わせることなく、これら精密検

査、緊急入院などの手続きを完了させることができる  
。【図面の簡単な説明】

【図 1】本発明による健康管理支援システムの第 1 の実  
施形態を示すブロック図である。

【図 2】図 1 に示す会社側コンピュータ設備を構成する  
各パソコン装置のハードディスクに格納されるファイル  
内容例を示す模式図である。

【図 3】図 1 に示す会社側コンピュータ設備を構成する  
各パソコン装置の CRT に表示される健康管理画面例を  
示す模式図である。

【図 4】本発明による健康管理支援システムの第 2 ~ 第  
4 の実施形態を示すブロック図である。

【図 5】図 4 に示す会社側コンピュータ設備を構成する  
各パソコン装置のハードディスクに格納されるファイル  
内容例を示す模式図である。

【図 6】図 4 に示す会社側コンピュータ設備を構成する  
各パソコン装置の CRT に表示される健康管理画面例を  
示す模式図である。

【図 7】第 3 の実施形態における健康管理支援システム  
の動作例を示すフローチャートである。

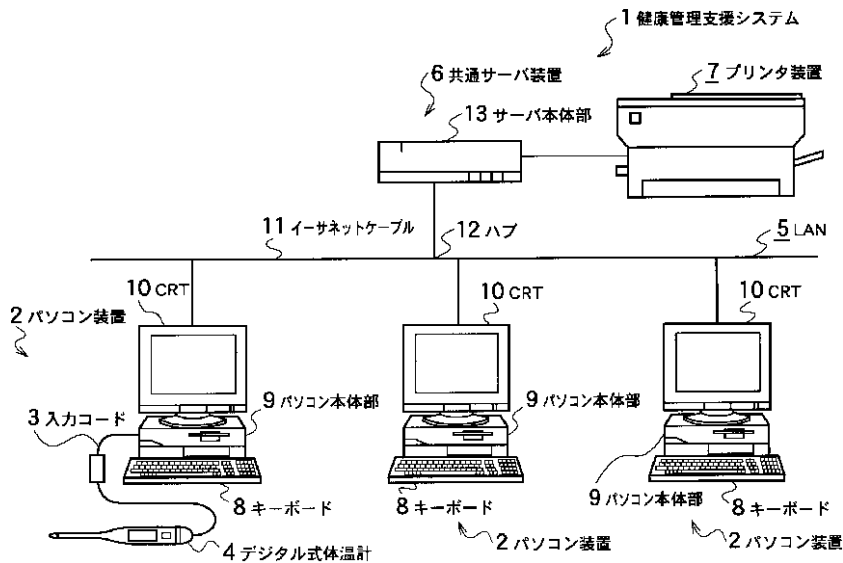
【図 8】第 4 の実施形態における健康管理支援システム  
の動作例を示すフローチャートである。

【図 9】第 4 の実施形態における病院側コンピュータ設  
備を構成する共通サーバ装置のハードディスクに格納さ  
れるファイル例を示す模式図である。

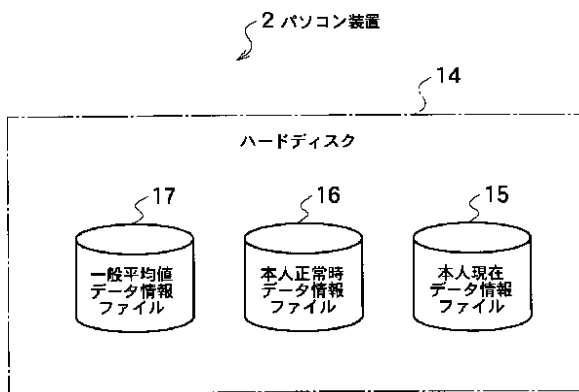
【符号の説明】

1 : 健康管理支援システム、2 : パソコン装置 (会社側  
コンピュータ装置)、3 : 入力コード、4 : デジタル式  
体温計 (健康状態測定器)、5 : LAN、6 : 共通サー  
バ装置、7 : プリンタ装置、8 : キーボード、9 : パソ  
コン本体部、10 : CRT、11 : イーサネットケーブ  
ル、12 : ハブ、13 : サーバ本体部、14 : ハード  
ディスク、15 : 本人現在データ情報ファイル、16 : 本  
人正常時データ情報ファイル、17 : 一般平均値データ  
情報ファイル、18 : 健康管理画面、25 : 健康管理支  
援システム、26 : 会社側コンピュータ設備、27 : 病  
院側コンピュータ設備、28 : インターネット回線、2  
9 : キーボード、30 : パソコン本体部、31 : CR  
T、32 : パソコン装置 (会社側コンピュータ装置)、  
33 : 入力コード、34 : デジタル式体温計 (健康状態  
測定器)、35 : パソコン装置 (病院側コンピュータ装  
置)、36 : 共通サーバ装置 (病院側コンピュータ装  
置)、37 : LAN、38 : プリンタ装置、39 : キー  
ボード、40 : パソコン本体部、41 : CRT、42 :  
イーサネットケーブル、43 : ハブ、44 : サーバ本  
体部、45 : ハードディスク、46 : 本人現在データ情報  
ファイル、47 : 本人正常時データ情報ファイル、4  
8 : 一般平均値データ情報ファイル、49 : 健康管理画  
面、50 : ハードディスク、51 : 予約状況データファ  
イル。

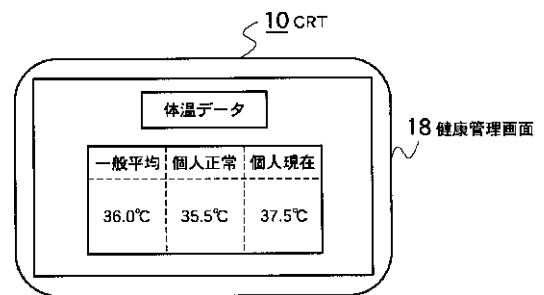
【図1】



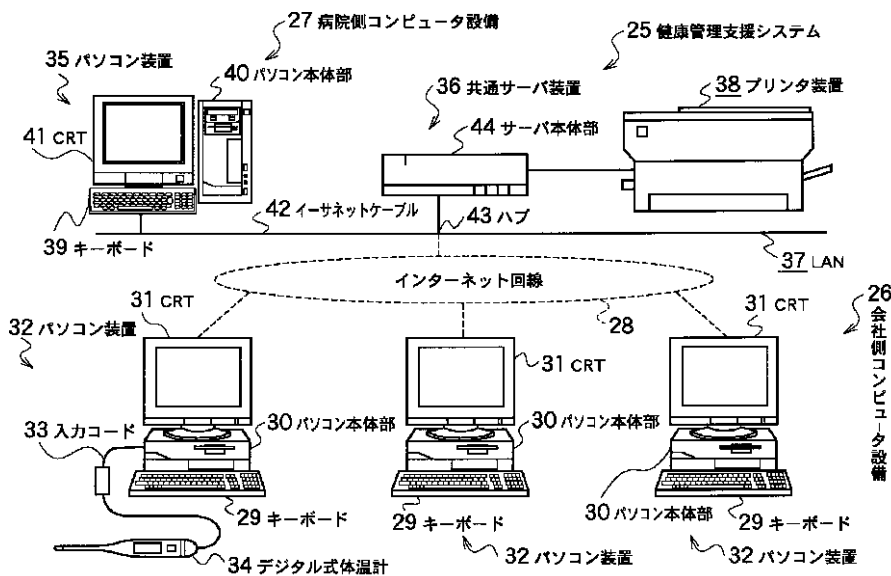
【図2】



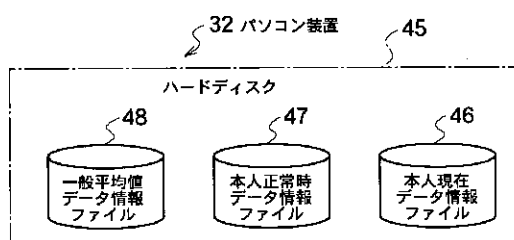
【図3】



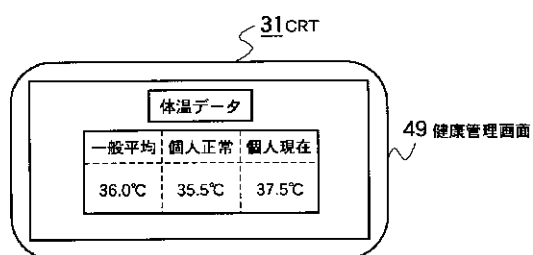
【図4】



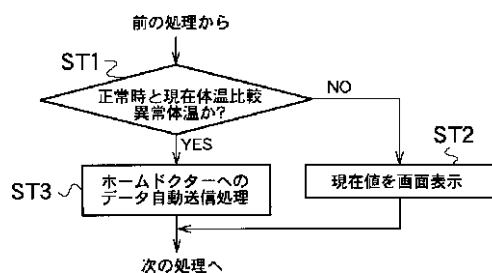
【図5】



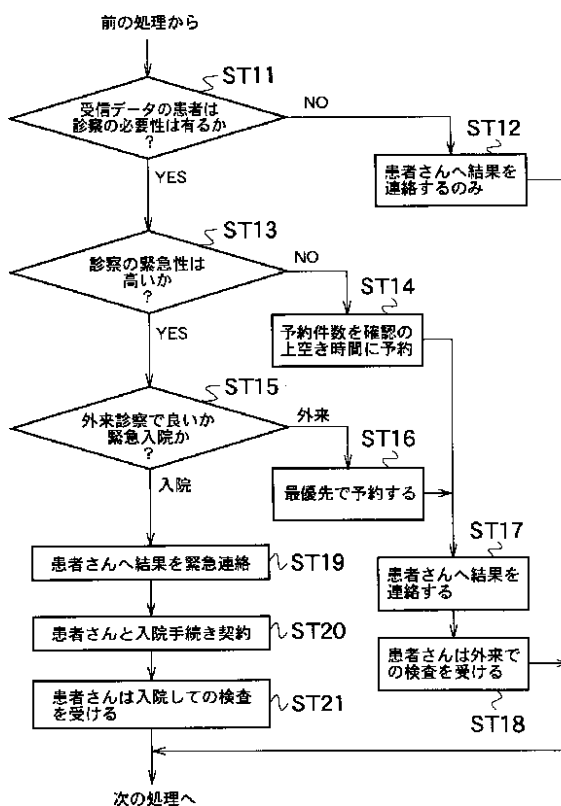
【図6】



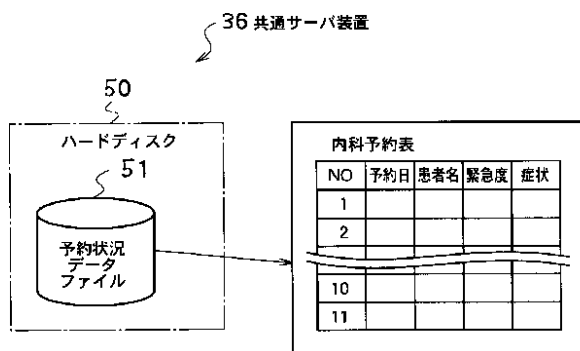
【図7】



【図8】



【図9】



专利名称(译)	健康管理支持系统		
公开(公告)号	<a href="#">JP2003091598A</a>	公开(公告)日	2003-03-28
申请号	JP2001281392	申请日	2001-09-17
[标]申请(专利权)人(译)	株式会社东芝		
申请(专利权)人(译)	东芝公司		
[标]发明人	小田島良典		
发明人	小田島 良典		
IPC分类号	A61B5/00 G06Q10/00 G06Q30/06 G06Q50/00 G06Q50/10 G06Q50/22 G06F17/60		
FI分类号	G06F17/60.126.W G06F17/60.126.Z G06F17/60.322 G06F17/60.502 A61B5/00.D G06Q10/02 G06Q30/06.100 G06Q30/06.160 G06Q50/00 G06Q50/10 G06Q50/22 G06Q50/22.130 G16H20/00		
F-TERM分类号	4C117/XA07 4C117/XB02 4C117/XB08 4C117/XE05 4C117/XE13 4C117/XE15 4C117/XE23 4C117/XF01 4C117/XF26 4C117/XG02 4C117/XG18 4C117/XG36 4C117/XG38 4C117/XH17 4C117/XJ03 4C117/XJ12 4C117/XJ13 4C117/XJ27 4C117/XK55 4C117/XK56 4C117/XL01 4C117/XL13 4C117/XM04 4C117/XM12 4C117/XP12 4C117/XP14 4C117/XQ20 4C117/XR01 4C117/XR02 5L049/BB64 5L099/AA00 5L099/AA15		
外部链接	<a href="#">Espacenet</a>		

摘要(译)

解决的问题：即使用户在自己的办公室，也可以通过将正常的体温状况等与当前的体温状况进行比较来识别当前的健康状况。 解决方案：每次使每个人使用数字温度计4进行体温测量时，连接数字温度计4的个人计算机设备2都已预先进入并节省了正常时间。 在屏幕上显示人的体温，普通人的平均体温和自己的当前体温。

